

第2章 障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり

障害のある人に対する理解促進のための広報・啓発等の推進

我が国においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための取組を進めている。「障害の社会モデル」という言葉にあるように、障害は、心身機能に障害がある方々の社会参加を困難にしている事物、制度、慣行、観念など、様々な社会的障壁によって生み出されるものである。こうした障壁を取り除くのは、社会全体の責務であり、真の共生社会を実現するためには、社会全体における意識改革を行い、社会全体が変わらなければならない。

そのためには、国民全体に障害についての正しい理解が行きわたることが必要である。政府では、地方公共団体、民間企業・団体、マスメディア等、多様な主体と連携して、幅広い広報・啓発活動を行っている。

1. 障害者週間

政府では、12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」とし、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図り、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を一層深めることを目的とした行事を実施している。

毎年、政府、自治体において民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、全国各地で様々な広報啓発に関する取組を集中的かつ包括的に実施している。

※内閣府ホームページ（QRコード）



(1) 障害者週間における内閣府の取組

内閣府では、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の基本理念である、障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、「障害者週間」の趣旨を踏まえた行事等を行っている。2024年度においては、「障害者週間」関係表彰、「障害者週間」作品展、ワークショップ及びオンラインセミナーを実施した。

※内閣府ホームページ（QRコード）



ア 「障害者週間」関係表彰の実施

内閣府では障害のある人となない人との心の触れ合い体験をつづった「作文」及び障害のある人に対する国民の理解の促進等に資する「ポスター」を募集し、都道府県・指定都市からの内閣府への推薦作品の中から入賞作品の決定及び「障害者週間」に合わせて入賞者に対する表彰を行っている。

2024年度は12月4日に最優秀賞受賞者（作文：4名／ポスター：2名）出席の下「障害者週間」関係表彰式を実施した。



辻清人内閣府副大臣から表彰状の授与を受ける
「ポスター」(中学生区分)最優秀賞受賞者の田中海凧さん
(写真：内閣府)



受賞者代表として作文を朗読する
「作文」(小学生区分)最優秀賞受賞者の臼井千織さん
(写真：内閣府)



「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞受賞者、辻清人内閣府副大臣(写真前列中央右)及び
関哉直人審査委員会委員長(写真前列中央左)
(写真：内閣府)

① 表彰

○「心の輪を広げる体験作文」表彰

▶対象(4区分)：[小学生区分／中学生区分／高校生区分／一般区分]

▶表彰種別：最優秀賞(内閣総理大臣表彰) 各区分1名

優 秀 賞(内閣府特命担当大臣表彰) 各区分3名

佳 作 各区分5名

○「障害者週間のポスター」表彰

▶対象(2区分)：[小学生区分／中学生区分]

▶表彰種別：最優秀賞(内閣総理大臣表彰) 各区分1名

優 秀 賞(内閣府特命担当大臣表彰) 各区分1名

佳 作 各区分5名

② 募集・応募等の状況

○募集期間

2024年7月1日(月)～9月下旬(※都道府県・指定都市が定める日)

○応募・推薦状況

区分	心の輪を広げる体験作文		障害者週間のポスター	
	都道府県・指定都市 における応募総数	都道府県・指定都市 からの内閣府への推薦数	都道府県・指定都市 における応募総数	都道府県・指定都市 からの内閣府への推薦数
小学生	251	33	454	41
中学生	553	37	364	40
高校生	464	27		
一般	115	20		
合計	1,383	117	818	81

○受賞者／入賞作品

【心の輪を広げる体験作文】

最優秀賞（内閣総理大臣表彰）					
区分	県・市	氏名	学校名	学年	作品名
小学生	茨城県	臼井 千織	茨城県立つくば特別支援学校	5年	私の願い
中学生	横浜市	盛田 福	横浜市立新田中学校	2年	楽しむことを諦めない
高校生	東京都	内山 芽衣	学習院女子高等科	3年	言葉を伝える
一般	東京都	赤岩 真詠	—	—	2回目の人生、精神障害者11歳。

優秀賞（内閣府特命担当大臣表彰）					
区分	県・市	氏名	学校名	学年	作品名
小学生	青森県	笹村 美晴	外ヶ浜町立三厩小学校	6年	無意識の偏見を打ち破って
	徳島県	田中 晋太郎	藍住町立藍住南小学校	5年	ゆうきをくれる友
	岡山県	溝口 桜大	倉敷市立大高小学校	4年	妹の世界を広げたい
中学生	熊本県	上森 叶愛	氷川町立氷川中学校	2年	笑顔であふれる世界
	千葉県	木村 涼梨	睦沢町立睦沢中学校	3年	「支え合うこと」
	広島県	藤本 暁	盈進中学校	3年	ハンセン病患者と触れ合って ～過ちを繰り返さないために私ができること～
高校生	神戸市	榎本 あおば	関西創価高等学校	1年	生きる意味
	千葉県	奥田 梨世	筑波大学附属聴覚特別支援学校 学校高等部	2年	ろう者と聴者の関わり
	茨城県	高橋 みき	茨城県立水戸聾学校	3年	障害と付き合っていくということ
一般	大分県	麻生 恒雄	—	—	未来への種まき
	千葉県	津嶋 栄子	—	—	マサちゃんのこと
	青森県	米塚 匠	—	—	個性を受け入れる教育の挑戦

佳作					
区分	県・市	氏名	学校名	学年	作品名
小学生	鹿児島県	石原 希理	鹿児島市立吉野東小学校	4年	みんな同じだよ
	岐阜県	神谷 謙成	岐阜市立岩野田小学校	3年	ぼくが楽しく学校に行けている理由
	京都府	常石 龍叶	京田辺市立田辺小学校	6年	笑顔はみんなを救う
	大阪市	前田 琉唯菜	大阪市立北中道小学校	6年	きこえる友だちのサポートに感謝
	東京都	三浦 優	青山学院初等部	6年	笑顔から得られるもの
中学生	岩手県	澤田 光加	二戸市立福岡中学校	1年	「トビラ」の先にある光へ
	茨城県	篠崎 迅	桜川市立大和中学校	3年	イスバスから学んだこと
	仙台市	庄子 結士	聖ドミニコ学院中学校	2年	体験から広がった世界
	徳島県	中岡 円	阿波市立阿波中学校	1年	自分らしく生きる
	宮崎県	原村 茉華	宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校 附属中学校	3年	手紙
高校生	三重県	萱原 佳音	関西創価高等学校	1年	助け合いのしるし
	鹿児島県	慶田 優菜	鹿児島県立薩摩中央高等学校	2年	「こちらこそ」
	富山県	西川 和奏	富山県立南砺福野高等学校	1年	知ることの大切さ
	北海道	八巻 心花	北海道釧路江南高等学校	3年	私だけの「心の友達」
	広島県	山城 美緒	盈進中学高等学校	1年	学んでほしい。考えてほしい。
一般	長野県	清水 真理	—	—	働くこと
	京都府	園田 仁志	—	—	障がいとともに歩むー障がい者が教えてくれたことー
	静岡市	野田 萌々香	—	—	自己紹介
	岡山県	本行 邦彦	—	—	『桜の花の咲くまで』
	千葉市	吉野 晴翔	—	—	お互いが手を取り合い平等な社会へ

【障害者週間のポスター】

最優秀賞（内閣総理大臣表彰）					
区分	県・市	氏名	学校名	学年	作品名
小学生	熊本県	磯田 隆介	人吉市立東間小学校	6年	パラリンピックでかんばるすがた
中学生	長崎県	田中 海凪	壱岐市立石田中学校	2年	気づいてよ

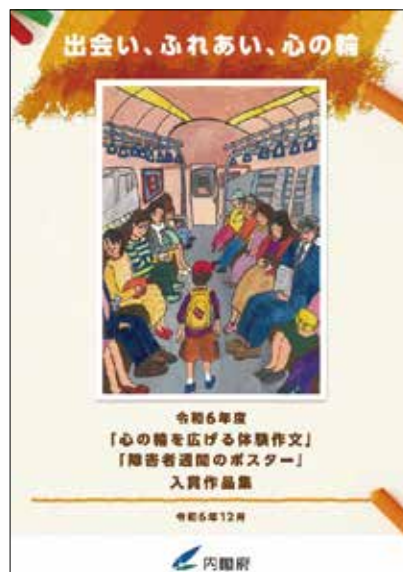
優秀賞（内閣府特命担当大臣表彰）					
区分	県・市	氏名	学校名	学年	作品名
小学生	東京都	田村 悠	港区立芝浜小学校	4年	一緒に行こうよ 夏の森
中学生	京都市	牧野 大朗	京都市立東山泉小中学校	9年	力を込めて

佳作					
区分	県・市	氏名	学校名	学年	作品名
小学生	福島県	飯島 眞羽	郡山市立安積第二小学校	2年	みんなにここにこ
	岡山県	漆谷 秀仁	倉敷市立第五福田小学校	2年	なかよく金メダル
	名古屋市	北御門 志鶴	名古屋市立松栄小学校	3年	最後まであきらめない
	兵庫県	杉山 桜月	加古川市立加古川小学校	6年	思いやりの道しるべ
	岐阜県	矢篋原 呼世	高山市立東小学校	4年	み～んなおんなじ み～んななかよし
中学生	栃木県	柿木 萌衣	佐野日本大学中等教育学校	2年	みんなで一緒に羽ばたく
	愛媛県	鈴木 さくら	松山市立垣生中学校	2年	光は努力の貴方を照らす
	神戸市	高橋 結和	神戸市立御影中学校	3年	うまれる優愛
	福井県	松村 琴葉	福井県立高志中学校	3年	全員一番星
	山梨県	森 慈樹	中央市立田富中学校	1年	みんな一緒に当たりまえがいいなあ

③ 入賞作品の広報活用

内閣府では、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の入賞作品を、以下のように「障害者週間」等における全国的な広報に活用している。

- ▶ 「作文」「ポスター」の全入賞作品は、「入賞作品集」として冊子に収め、全都道府県・指定都市（及びその教育委員会）、障害当事者団体等に配布し、内閣府ホームページに掲載。
- ▶ 「ポスター」最優秀賞受賞作品の中から1点を、「障害者週間」の広報用ポスターに採用し、全都道府県・指定都市（及びその教育委員会）、全国JR・私鉄主要駅及び各障害当事者団体等に配布するとともに、翌年度の「障害者白書」の表紙としても活用。内閣府ホームページにも掲載。



2024年度のポスター最優秀賞受賞作品（「中学生区分」田中海凪さん）を採用した広報用のポスター（左）と入賞作品集（右）

令和6年版「障害者白書」（2023年度のポスター最優秀賞受賞作品を採用）

イ 「障害者週間」作品展の開催（都道府県・指定都市からの推薦作品の広報活用）

内閣府では、「障害者週間」作品展を開催し、都道府県・指定都市から内閣府に推薦のあった「障害者週間のポスター」の全作品及び「心の輪を広げる体験作文」の最優秀作品4点について「作品展」を開催して展示・公開している。2024年度は羽田空港において12月3日から9日まで開催した。

〈2024年度の実施状況〉

- 日時 2024年12月3日（火）～9日（月） 各日10：00～20：00
- 場所 羽田空港第1ターミナル
6階 スカイギャラリー（3日（火）～5日（木））
羽田空港第2ターミナル
5階 フライトデッキトーキョー（6日（金）～9日（月））
5階 スカイデッキ通路（3日（火）～9日（月））（東京都大田区）



令和6年度「障害者週間」作品展（写真：内閣府）

ウ 「障害者週間」ワークショップの実施

「障害者週間」作品展では体験をテーマにした、ワークショップを同時開催している。2024年のワークショップでは12月7日にパリパラリンピック金メダリストトークショー及び障害者スポーツの体験を開催。12月8日に障害の特性を知っていただくための疑似体験（VR）、e-スポーツ体験を開催した。

〈2024年度の実施状況〉

- 日時 2024年12月7日（土）、8日（日）10：00～17：00
- 場所 羽田空港第2ターミナル5階 マーケットプレイス フライトデッキトーキョー（東京都大田区）
- 主催 内閣府（4ワークショップ開催）



パリ2024/パラリンピック競技大会 車いすテニス
金メダリスト 田中愛美選手トークショー



車いすテニス体験



発達障害VR体験



eスポーツ体験会

令和6年度「障害者週間」ワークショップ（写真：内閣府）

エ 「障害者週間」 オンラインセミナーの実施

内閣府では「障害者週間」に、オンライン配信により、障害者週間の趣旨にふさわしいセミナーを各団体等と連携して開催している。2024年度は4団体のセミナーを配信した。

〈2024年度の実施状況〉

- 配信期間 2024年12月3日（火）0:00～27日（金）17:00
- 配信場所 内閣府ホームページ
- 主催 障害者関係団体等（4団体）

	主催団体等	テーマ
		実施概要
1	一般社団法人 Togatherland	クロストーク「障害×働く」で未来を共創しよう
		障害のある人となない人が共に働くことによって、職場や社会にはどのような変化が起こるでしょうか？ 実際に働いている4人の当事者のインタビューをもとに、障害のある人と共に働くことの意味や意義、そして、そこから見えてくる未来の姿を、考えていきます。
2	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	発達障害児の読みを支援するデジタル図書「マルチメディアデージー図書」 一図書館とネット配信によるマルチメディアデージー図書の体験・利用方法のご紹介
		本協会は、発達障害児向けの小中学校のデジタル教科書（デージー教科書）、副読本等デジタル図書（デージー図書）を製作・配信しています。デージー図書が発達障害児の読みにどのように役立つのかの解説を行います。児童書配信システム「デージー子どもゆめ文庫」のデモ、また、図書館向けデージー図書「わいわい文庫」の紹介も行います。
3	特定非営利活動法人 全国言友会連絡協議会	法律改正から考える吃音支援の今と未来
		「障害者差別解消法」の改正法が2024年4月1日に施行されました。吃音においても、この法律の対象となっています。事業者には努力義務とされていた「合理的配慮」が法的義務に格上げとなり、事業者にとっては大きな影響があるものといえます。今回は、法律の改正前後の違いと、吃音の支援・社会参加における今後の展望を話していきたいと思います。
4	公益社団法人 日本発達障害連盟	支援が必要な人の防災を地域での連携を軸に考え、備える
		「支援が必要な人の防災を地域での連携を軸に考え、備える」をテーマに被災地域で活動をされた方々や支援に入られた方々の取り組みをご紹介いただき、あらためて災害に対してどのように備えておくかを視聴者の方々に知っていただき、それぞれの地域で改めて考えてもらう機会としたいと思います。

※団体から提出のあった原文を掲載しています。

（2）障害者週間における国（各省庁等）・都道府県・指定都市における取組

国、都道府県及び指定都市においても、「障害者週間」に合わせて行事や取組が行われている。実施状況については、内閣府のホームページで公開している（件数は2024年12月時点のもの）。

- 国主催行事：84件
- 関係機関・団体主催行事：30件
- 都道府県・指定都市主催行事：1,849件



「第21回共に生きる障がい者展」(大阪府)



「I♡あいフェスタ2024」(千葉県市川市)



「あっぱれフェスタ」(神奈川県横浜市)



2. 広報・啓発活動

(1) 各種の週間・月間等の取組

このほか各種の週間・月間等の活動の中でも、障害のある人への理解を深めるための広報・啓発活動が展開された。

厚生労働省では、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、9月1日から30日までを「障害者雇用支援月間」としている。障害のある方々から募集した絵画や写真を原画とした啓発用ポスターを作成し、全国の主要な駅などに掲示した。このほか、障害者雇用優良事業所等表彰及び優秀勤労障害者表彰を始め、各都道府県においても、障害者雇用促進のための啓発活動が実施された。

2024年度は、10月7日から13日までの「第71回精神保健福祉普及運動」の期間において精神障害のある人に対する早期かつ適切な医療の提供及び社会復帰の促進等について、国民の理解を深めることを目的として、精神保健福祉全国大会を始めとする諸行事が実施された。

法務省では2024年度、12月4日から10日までの1週間を「第76回人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、障害のある人に対する偏見や差別の解消を含め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、法務局・地方法務局及び人権擁護委員等により、全国各地で人権啓発活動を実施した。「第76回人権週間」においては、『「誰か」のことじゃない。』をテーマに掲げて周知ポスターの配布や

インターネット広告による広報活動を展開するとともに、障害のある人の人権問題を含め、様々な人権問題をテーマにした人権啓発動画の配信や講演会の開催等の各種広報・啓発活動を行った。

また、個別の障害に関しては、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする国連総会での決議を受け、厚生労働省は、毎年、自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るため、世界自閉症啓発デー日本実行委員会の協力の下、啓発活動に取り組んでいる。2024年は、発達障害に関する啓発の動画コンテンツを作成し、世界自閉症啓発デー日本実行委員会のホームページで公開するとともに、東京タワーブルーライトアップ・啓発イベントを実施している。

また、「世界自閉症啓発デー」を含む4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」においては、全国の地方公共団体や関係団体等により様々な啓発活動が実施された。



第76回人権週間ポスター
資料：法務省



東京タワーブルーライトアップ
資料：厚生労働省

(2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

高齢者、障害のある人、妊婦やこども連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、内閣総理大臣及び高齢社会対策又は障害者施策を担当する大臣が、毎年度、表彰を行うことで、優れた取組を広く普及している。2024年度は、5個人・団体を表彰した（図表2-1）。

■ 図表 2-1 令和6年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 受賞者

○内閣総理大臣表彰

社会福祉法人 埼玉聴覚障害者福祉会 (埼玉県入間郡毛呂山町) 【厚生労働省推薦】	昭和61年、ろう重複障害者の共同作業所である「どんぐりの家」を結成後、平成6年「社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会」を設立。主に埼玉県内の聴覚障害児・者が地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的に活動している。同団体が開所した重度身体障害者授産施設「ふれあいの里・どんぐり」は、漫画「どんぐりの家」としてコミック誌に掲載され、社会的に大きな注目を浴び、全国的なろう重複施設等の設立に寄与したほか、同団体の施設では、手話言語で作業や生活ができる環境が整えられており、手話言語を軸とした情報バリアフリー社会の構築に大きく寄与してきた。
---	--

○内閣府特命担当大臣表彰 優良賞

只石幸夫 (北海道旭川市) 【北海道推薦】	特定非営利活動法人カムイ大雪バリアフリー研究所代表理事(平成23年8月～令和5年9月)及び一般社団法人旭川観光コンベンション協会常任理事(平成27年～現在)を歴任。障害者自立支援サービスを提供する就労継続支援事業所「チーム紅蓮」の設立に携わりとともに、旭川地域を中心に、障害当事者や行政、観光業界、大学、病院等、幅広い関係機関とともに、バリアフリー観光やパラスポーツの振興等をテーマに、地域の異業種の企業と連携しながら、街や施設のバリアフリー化・ユニバーサルなイベントの開催などのバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進活動を行い、その広がりに貢献している。
公益財団法人 兵庫県芸術文化協会 兵庫県立尼崎青少年創造 劇場及び兵庫県立ピッコ ロ劇団 (兵庫県尼崎市) 【兵庫県推薦】	昭和53年に劇場開館。「地域が芸術でつながり誰もが生きやすい社会をつくる」をミッションに掲げ、障害者が演劇公演を楽しめるように、音声ガイドや舞台のバリアフリー字幕などの鑑賞サポートに力を入れている。 また、阪神・淡路大震災での演劇による被災地支援活動の経験を活かして、東日本大震災の被災地に寄り添った、息の長い活動を展開。さらに、増え続ける在留外国人の地域コミュニティ参加支援のため、演劇手法を用いたワークショップを地域の国際交流団体等と連携して行っている。

○内閣府特命担当大臣表彰 奨励賞

株式会社Halu (京都府京都市) 【京都府推薦】	令和2年4月創業。インクルーシブ・ブランド「IKOU(イコウ)」を運営し、障害のある子どもやその家族の課題を起点に、子どもをもつすべての家族の多彩な外出機会を創出するための、障害児も健常児も「ともに使えるプロダクト」を開発・販売。 特に「IKOU ポータブルチェア」は、姿勢保持機能の高さや携帯性などから、障害児を含む小さな子連れ家族の行動範囲の拡大に寄与しており、障害の有無に関わらず子どもたちやその家族が体験を共有できる空間や機会を増やすことで、多様性を体感しお互いを認め合う経験を育み、それを社会全体に広げることを目指している。
みんなでつくる音楽祭in 小平実行委員会 (東京都小平市) 【東京都推薦】	平成26年9月に実行委員会を立ち上げ、小平市中央公民館を拠点に活動を開始。同年12月6日に第1回「みんなでつくる音楽祭in小平」を開催。障害者週間にちなみ毎年12月の第一土曜日に開催しているこのイベントは、準備期間から当日まで、障がいの有無・年齢・性別などのボーダーを超えて、多様な市民が実行委員、参加者として協働することでお互いを理解し合う「心のバリアフリー」を目指している。朝鮮大学の学生や海外からも参加申込みがあるなど、毎年幅広い層が参加している。コロナ禍ではオンラインによる配信を行い、一昨年には対面開催が再開され、令和6年も1,000人以上の参加があるなど地道な活動を行っている。

資料：内閣府



パン作りの様子

内閣総理大臣表彰 社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会
同会が開所したろう重複者施設「ふれあいの里・どんぐり」
のなかまの作業の様子。



パラスポーツ体験観光（車いすラグビー合宿・旭川冬まつり）
内閣府特命担当大臣表彰 優良賞 只石幸夫
バリアフリー観光・パラスポーツ活動の推進に貢献している
取組の様子。



中学生舞台鑑賞体験事業 わくわくステージ「森のなかの海
賊船～こそあどの森の物語～」鑑賞サポート（字幕付き公演）
（2023年5月）

内閣府特命担当大臣表彰 優良賞 公益財団法人兵庫県芸術
文化協会 兵庫県立尼崎青少年創造劇場及び兵庫県立ピッコ
ロ劇団
障害者が演劇公演を楽しめるような鑑賞サポートの様子。



障害児育児の課題を起点とするインクルーシブデザインの
手法で、当事者家族とともに製品開発に取り組む様子。

内閣府特命担当大臣表彰 奨励賞 株式会社Halu
障害児とその家族が外出しづらい状況の解消につながる
「IKOUポータブルチェア」は全国100以上の施設に設置中。



バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰式（2024年12月／写真：内閣府）

(3) 世界メンタルヘルスデー¹イベントの開催

厚生労働省では、精神疾患やメンタルヘルスについて、国民に関心を持ってもらうきっかけとして、2019年から10月10日の世界メンタルヘルスデーに合わせて、精神障害のある人に対する理解を深めるための普及啓発イベントなどを開催している。2024年は人気キャラクターを応援サポーターとした東京タワーでの広報活動や公共交通機関での普及啓発ポスターの掲示を行った。

ほかにも、世界メンタルヘルスデー当日には、東京タワーなど全国29か所の名所等でライトアップイベントが開催された（共催：特定非営利活動法人シルバーリボンジャパン、ルンドベック・ジャパン株式会社 後援：厚生労働省）。年々世界メンタルヘルスデーへの協力等を通じ、普及啓発に取り組む自治体や企業等が増えている。



普及啓発ポスター

資料：厚生労働省



広報活動の様子

(4) 心のサポーターの養成

うつ病等の精神疾患やメンタルヘルスに対する正しい知識と理解を持ち、これらの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心に行う支援者を養成するために、厚生労働省は、全国で多くの「心のサポーター」の養成が図られるよう取組を進めている。

2024年度からは都道府県等が主体となって心のサポーターの養成を担い、2025年3月末現在の心のサポーター養成者数は22,385人となっている。

心のサポーターが全国で養成されることで、地域におけるメンタルヘルスの知識の普及啓発に寄与するとともに、家族や同僚等が抱えるうつ病等の精神疾患やメンタルヘルスの問題への早期介入につながる事が期待されている。

3. ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）が2018年12月に成立し、同月から施行された。同法では、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めている。同法に基づき、政府が講じたユニ

¹ 世界メンタルヘルスデー 世界精神保健連盟（WFMH）が、1992年から、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的として、10月10日を「世界メンタルヘルスデー」と定めている。その後、世界保健機関（WHO）も協賛し、正式な国際デー（国際記念日）とされている。

バーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表することとしており、2024年9月には2023年度の実施状況を公表している。

4. 障害者施策に関する情報提供等

各種障害者施策の状況の積極的な情報提供は、欠くことのできないものである。

2012年5月に設置された「障害者政策委員会」は、全国の障害のある人を始め関係者の関心が高く、会議運営に当たっても情報保障の観点から、2024年度においても積極的な情報提供に配慮した。対面とオンラインのハイブリッド会議による開催とし、会議の開始から終了までの全状況を会議の映像及び音声、手話通訳並びに要約筆記を合成した動画をリアルタイムで配信した。また、その動画を内閣府のホームページにおいて一定期間公開したほか、会議資料を当日までに内閣府のホームページに掲載することとし、終了した会議についても議事録を掲載している。

また、内閣府のホームページに掲載する資料等はPDF資料等に加えてテキスト版を掲載するほか、リーフレットについては大活字版を掲載するなど情報提供の在り方についても配慮を行った。



障害者政策委員会の模様
資料：内閣府

5. 障害者白書のマルチメディアデイジー化

「障害者白書」については、視覚障害のある人や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格として用いられている情報システムである「マルチメディアデイジー²」版を作成し、内閣府のホームページにおいて公表している。

※内閣府ホームページ（QRコード）



2 マルチメディアデイジー図書は、音声にテキスト及び画像をシンクロ（同期）させることができるため、使用者は音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見る等、一人一人のニーズに合った「読み」のスタイルを可能にするもの（デジタル録音図書）である。視覚障害のある人のほか、学習障害、知的障害、精神障害等のある人にとっても、有効なツールとなっていくものと考えられている。



マルチメディアデジ版白書（公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会HPより）

6. 教育・福祉における取組

（1）学校教育における取組－交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が共に学び共に育つ活動を共にすることは、全ての幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で意義がある。それだけではなく、障害のない幼児児童生徒や地域の人々を含めた周囲の大人が障害のある子供や障害に対する正しい理解と認識を深めることは、共生社会を作る上でも重要な機会となっている。

このため、幼稚園、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等を踏まえて、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設け、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。文部科学省では、2019年3月には「交流及び共同学習ガイド」を改訂し、関係者に周知した。また、2021年6月には、就学先決定やその後の学校生活に当たっての留意事項等を示した「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を改訂し、交流及び共同学習の重要性等について明記している。加えて、2024年度より、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル」を実施。

（2）地域住民への広報・啓発

障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、広く社会一般の人々が、幼児児童生徒と教育に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠である。

社会教育施設等における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つとして、青少年や成人一般、高齢者の学習活動等が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、地域住民に対する精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を行っている。

7. ボランティア活動の推進

（1）学校におけるボランティア教育

学習指導要領において、道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等において、思いやりの心や助け合いに関する指導、ボランティア活動の充実などを図っている。

また、高等学校等においては、生徒が行うボランティア活動などの学校外における学修について、校長が教育上有益と認めるときは合計36単位を上限として単位として認定することが可能となっている。

(2) 地域福祉等ボランティア活動の促進

ボランティア活動の振興の基盤整備については、全国社会福祉協議会内の「全国ボランティア・市民活動振興センター」へ補助を行っている。同センターは、ボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を行っている。

8. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）では、国や地方公共団体等の職員に不当な差別的取扱いを禁止及び合理的配慮を義務付けている。障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始め公共サービス従事者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。

警察では、新規採用及び昇任時の研修や警察署等における職場研修等の様々な機会をとらえて、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害の特性等への理解を深めるための研修を実施している。

刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国7か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っている。人権擁護、精神医学などの科目を設けて、様々な特性を有する者への適切な対応について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。

地方更生保護委員会及び保護観察所に勤務する職員に対しても、新任の保護観察官を対象とした中等科研修など各種研修において、職員の経験や業務内容に応じ、障害のある人や障害特性に対する理解を深めるための講義等を実施し、障害のある人に対する理解の促進とその徹底を図っている。

法務省では、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象として、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」を実施している。障害のある人をテーマとした人権問題も取り上げており、障害のある人の人権問題を含む各種人権問題への理解と配慮の必要性を訴えている。このほか、検察職員、矯正施設職員、出入国在留管理庁職員及び裁判所職員に対する研修等に講師を派遣し、法執行機関及び司法機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることに努めている。

日本司法支援センター（法テラス）では、本部の担当職員が公益財団法人日本ケアフィット共育機構が認定するサービス介助士の資格を取得し、新規採用職員に対する研修を始めとする各種研修で、障害のある人への支援の方法や、利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応方法等の知識を伝達し、各地の取組につなげている。さらに、各地で取り組んだ障害のある人への合理的配慮等を行った事例を全国の職員間で共有することで、法テラス全体における職員の対応や事務所の環境の改善につなげている。

9. 障害者統計の充実

障害者施策の実施に当たっては正確な実態調査把握が重要である。厚生労働省では、国民生活基礎調査、生活のしづらさなどに関する調査、障害者雇用実態調査等を実施し、障害者施策の実施に当たっ

ての実態把握を行っている。

我が国が批准した「障害者の権利に関する条約」により障害者統計の充実が求められており、国連統計委員会は障害に関するデータ収集及び手段の精査を要請している。国内でも「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期）（令和2年6月2日閣議決定）において施策上のニーズ等を踏まえた障害者統計の充実を図ることとされている。

2021年実施の社会生活基本調査においては、日常生活への支障の有無による生活時間の違いなどについて調査を行い、2022年実施の国民生活基礎調査においては、ワシントングループ³の設問により日常生活における機能制限の程度について調査した。両調査とも調査結果を公表している。

3 国連統計部シティ・グループの1つであり、各国の政府統計局や障害に関する国際組織の職員によって構成されている組織